

ペット災害危機管理士細則

ペット災害危機管理士規程の施行に伴い、同規程の規定に基き、ペット災害危機管理士細則を次のように定める。

(定義)

第1条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 規程 ペット災害危機管理士規程をいう。
- ② 協会 規程第3条第1項に定める協会をいう。
- ③ 名簿 規程第7条第1項のペット災害危機管理士名簿をいう。
- ④ 認定証書 規程第7条第2項第1号に定めるペット災害危機管理士認定証書をいう。
- ⑤ 認定証 規程第7条第2項第2号に定めるペット災害危機管理士写真入り認定証をいう。
- ⑥ 名刺 規程第7条第2項第3号に定めるペット災害危機管理士名刺をいう。
- ⑦ 証明書 規程第7条第3項に定める資格取得者在勤施設証明書をいう。
- ⑧ 認定証書等 第4号から第6号に定める文書をいう。

(名簿の登録事項)

第2条 名簿には、次の事項を登録する。

- ① 住所、氏名、電話番号及びメールアドレス
- ② ペット災害危機管理士の認定を受けた等級
- ③ 認定番号及び認定年月日
- ④ 規程第9条第1項又は第2項の規定による処分をした場合にあっては、その旨並びにその事由、年月日及び業務の停止期間
- ⑤ 認定証書等又は証明書を交付し又は再交付した場合にあっては、その旨、その年月日及び証明書を交付した場合は交付した施設名

(登録事項の変更の申請)

第3条 ペット災害危機管理士は、前条第1号又は第5号の登録事項に変更を生じたときは、協会が定める書式による申請書により変更の申請しなければならない。

2 前項の申請書を受理したときは、協会は、ペット災害危機管理士名簿の

当該登録事項を訂正する。

(認定の取消の申請)

第4条 規程第9条第1項の規定により認定の取消しを受けようとするペット災害危機管理士は、協会が定める書式による申請書に認定証書等を添えて協会に申請しなければならない。

(死亡等の届出)

第5条 ペット災害危機管理士が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、親族その他戸籍法の規定によるこれらの届出義務者は、その日から30日以内に認定証書等を添えてその旨を協会に届け出なければならない。

(名簿の抹消)

第6条 前条の届出があつたとき、又は規程第9条第1項又は第2項の規定により認定の取消しをしたときは、協会は、その事由及び年月日を記載してその者の登録事項を抹消する。

(認定の更新の申請)

第7条 規程第6条第2項の規定による更新は、第2条第1号及び第5号の登録事項に変更が生じていない場合は、手数料を納付した時に、更新の申請があつたものとみなす。

2 前項の更新をする場合において、第2条第1号又は第5号の登録事項に変更が生じているときは、ペット災害危機管理士は、協会が定める書式による申請書を協会に提出しなければならない。

(認定証書等及び証明書)

第8条 認定証書等及び証明書の様式は、協会が定める。

2 規程第7条第2項又は第3項の規定により認定証書等又は証明書の交付を申請するには、協会が定める書式による申請書を協会に提出しなければならない。

(認定証書等又は証明書の再交付)

第9条 認定証書等又は証明書を亡失し、又はき損したペット災害危機管理士又は施設がその再交付を申請するには、手数料を納付し、協会が定める書式による申請書をその日から30日以内に協会に提出（き損の場合にあつてはその認定証書等又は証明書を添付すること。）しなければならない。

- 2 前項の申請があったときは、協会は、認定証書等又は証明書を再交付する。
- 3 第1項の申請をした後又は前項の規定により再交付を受けた後、亡失した認定証書等又は証明書を発見したときは、ペット災害危機管理士は、その日から10日以内にこれを協会に提出しなければならない。

(認定証書等又は証明書の返納等)

- 第10条 認定の取消処分を受けた者は、その通知を受けた日から10日以内に認定証書等を協会に返納しなければならない。
- 2 業務の停止の処分を受けた者は、その通知を受けた日から10日以内に認定証書等を協会に提出しなければならない。
 - 3 前項の場合には、協会は、業務の停止期間満了の後ただちに認定証書等を当該ペット災害危機管理士に返還する。
 - 4 証明書の交付を受けた施設において、勤務するペット災害危機管理士が認定の取消処分又は停止の処分を受けたときは、証明書の返納、提出又は返還について、前3項を準用する。

(証明書の返納)

- 第11条 前条第4項に定める場合の他、証明書の交付を受けた施設において、ペット災害危機管理士が1人もいなくなったときは、協会に証明書を返納しなければならない。
- 2 証明書の返納があった場合、第3条第2項を準用する。

(意見の聴取の通知の方式)

- 第12条 規程第9条第3項の通知は、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、処分の原因となる事実及び予定される処分の内容を記載してしなければならない。
- 2 前項の通知に係る文書においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
 - ① 意見の提出のために弁明書及び証拠を提出することができること。
 - ② 意見の提出期限までの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

(代理人)

- 第13条 前条第1項の通知を受けたペット災害危機管理士（以下「当該ペット災害危機管理士」という。）は、代理人を選任するときは、書面でその

ペット災害危機管理士細則

旨を協会に届け出なければならない。選任した代理人を解任するときも、同様とする。

(弁明書等の提出)

第14条 当該ペット災害危機管理士は、協会に対し、意見の提出期限までに弁明書及び証拠を提出することができる。

(弁明書等の不提出の場合における意見の提出手続の終結)

第15条 協会は、当該ペット災害危機管理士が正当な理由なく前条に規定する弁明書若しくは証拠を提出しない場合には、この者に対し改めて弁明し、及び証拠を提出する機会を与えることなく、意見の提出手続を終結することができる。

2 協会は、前項に規定する場合のほか、当該ペット災害危機管理士が前条に規定する弁明書又は証拠を提出しない場合において、これらの者の弁明書又は証拠の提出が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて弁明書及び証拠の提出を求め、当該期限が到来したときに意見の提出手続を終結することとすることができる。

(意見の提出調書)

第16条 協会は、意見の提出手続に関する調書を作成し、当該調書において、処分の原因となる事実に対する当該ペット災害危機管理士の弁明の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、意見の提出期限ごとに、速やかに作成しなければならない。

3 当該活動登録を受けた者は、第1項の調書の閲覧を求めることができる。

附則

本細則は、令和4年7月6日から施行する。